

福祉

児童扶養手当 特別児童扶養手当 の該当者は申請を

児童扶養手当

この手当は、父と生計が同一でない児童(18歳未満、障害がある場合は20歳未満)を養育している母又は養育者に支給されます。

手当の対象となる児童

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害をもつ児童
- ④ 父が生死不明である児童
- ⑤ 父が1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父が1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 未婚の母が出産した児童
- ⑧ 出産の事情が明らかでない児童

ただし、遺族補償を受けていないなどの条件や所得制限があります。

問い合わせ

役場福祉課児童福祉係
☎985-4114

特別児童扶養手当

この手当は、20歳未満の心身に障害のある児童を監護し

ている父母又は養育者に支給されます。

ただし、障害を事由とする年金を受給していないこと、対象児童が施設などに入所していないことなどの条件や所得制限があります。

問い合わせ

役場福祉課生活障害福祉係
☎985-4112

児童扶養手当の現況届及び特別児童扶養手当の所得状況届の提出について

これらの手当を受給している方は、毎年8月中に現況届又は所得状況届を提出しなければなりません。

現在、受給している方には、別途通知しますので、必ず提出してください。

農業

安全防除について

病害虫や雑草が活発に活動する時期になりました。防除は適切に行い、安全への対策を心がけ、安全防除の輪を広げましょう。

農産物の安全

農業は使用方法を確認し、安全使用の基準を守って使用

しましょう。

使用済み容器はしっかりと洗浄し、適正に処理しましょう。

農業の空容器の「野焼き」はできません。使用済み容器は丹念に洗い、「産業廃棄物業者」に引き取ってもらうなど、適正に処理してください。

使用者の安全

散布をする時は、体調を整え、肌の露出の少ない服装で行い、事故の防止に努めましょう。

一斉防除について

農産物を病害虫から守るため、一斉防除を行います。豊かな実りを迎えるための大切な作業です。皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ

松山市農業協同組合

岡田支所

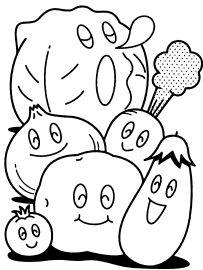
☎984-2101

北伊予支所

☎984-2171

松前支所

☎984-1024



不適正な取引行為が禁止されます

●規制の内容

愛媛県消費生活条例では、消費者契約の適性化を図るため、事業者による次の①～⑦の行為を「不適正な取引行為」として平成17年7月1日から禁止しました。

県は、違反事業者に対して、指導又は勧告(勧告に従わない場合は事業者の氏名などを公表)することができるのと同時に、被害防止のために緊急の必要があるときは、事業者の氏名などを消費者に周知することとしています。

●不適正な取引行為の内容

①契約勧誘における情報提供が不適正な行為 ②契約勧誘の方法が不適正な行為 ③契約内容に関する不適正な行為 ④消費者の債務履行に際しての不適正な行為 ⑤事業者の債務履行に際しての不適正な行為 ⑥契約解除に際しての不適正な行為 ⑦消費者信用取引における不適正な行為

●詳しい内容について

愛媛県のホームページ (<http://www.pref.ehime.jp/>) の「くらし・防災」→「消費・家庭生活」の「愛媛県消費生活条例で禁止する不適正な取引行為について」をご覧ください。

【不適正な取引行為に関する問い合わせ】

愛媛県県民環境部管理局 県民生活課消費生活係 ☎912-2336